

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第13回） 議事要旨

1. 日時

令和4年7月29日（金）16時02分～17時32分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、森川構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

金子総務大臣、中西総務副大臣、渡辺総務大臣政務官、竹内総務審議官、鈴木総括審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、林同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、翁長同局放送技術課長、松井同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田同局情報通信作品振興課長、鎌田同局国際放送推進室長、後白同局放送政策課外資規制審査官、岸同局放送政策課企画官、西室同局放送技術課技術企画官、福田同局地上放送課企画官、金子同局地域放送推進室長、平野同局地域放送推進室技術企画官、向井同局コンテンツ海外流通推進室長

4. 議事要旨

（1）金子総務大臣挨拶

金子総務大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【金子総務大臣】

総務大臣の金子恭之でございます。座長の三友先生をはじめ、構成員の皆様におかれましては、本日もご多忙の中、ご出席いただきましたことに御礼を申し上げます。

本検討会では、放送を取り巻く環境が急速に変化する中において、放送が引き続きその社会的役割を維持・発展させていくための放送の将来像についてご議論いただきましたが、検討会の初回では、検討に先立って、私から「放送が時代の要請に応じていくためには、既存の枠組みにとらわれない変革が必要である」と申し上げました。大変難しい検討課題であったと思いますが、構成員の皆様方におかれましては

短期間で精力的に議論を重ね、まさに既存の枠組みにとらわれない踏み込んだ提言を取りまとめたことについて厚く御礼申し上げます。

取りまとめにおいては、放送事業者の経営の選択肢を広げるという観点から、①インフラのコストを削減する守りの戦略、②インターネット配信をさらに進める攻めの戦略、③資本形成の見直し等の経営基盤の強化戦略の3本柱をご提言いただきました。これらの戦略は、放送がその持ち味を生かしながら、インターネット空間にも打って出ていく戦略として大いにうなずける内容であり、放送事業者の皆様には、ぜひとも経営の選択肢の一つとして検討を進めていただきたいと考えております。

私自身も今年3月に三友座長とともに長野県を訪問し、小規模な地域の地方放送局である「ミニサテ局」を視察した後、地元放送事業者の代表者の方々と地域の放送事業を巡る状況について、意見交換を実施、参考となる様々なご意見を伺うことができました。総務省としましては、取りまとめの中で制度的手当てが必要とされたものについて、関連法令の改正に早速着手するほか、引き続き検討が必要とされた事項についても速やかに議論を進めてまいります。

結びに、構成員の皆様のこれまでのご議論に改めて感謝を申し上げますとともに、放送の将来に対する期待を寄せて、取りまとめに当たったの私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

(2) 中西総務副大臣挨拶

中西総務副大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【中西総務副大臣】

総務副大臣の中西祐介です。本当に皆様方には大変お力添えをいただいて、今日は第13回目の会合にご出席をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

まず、今回の取りまとめに当たりましては、昨年11月にこの会合が第1回目、スタートさせていただいて以来、今日を合わせて13回に渡る議論でありましたが、本当に各先生方から活発なご議論、そして様々な論点でご議論を重ねていただきましたこと、感謝を申し上げます。

先ほど金子総務大臣からも言及がございましたけれども、特に今回の取りまとめの3本柱の戦略のうち、インフラのコストを削減する守りの戦略につきましては、放送事業者の方々がコンテンツ制作に注力して、良質な放送コンテンツを視聴者の皆さんにお届けできるという環境を整備するためのものがございます。ローカル局をはじめとする放送事業者の皆様方が、取りまとめの内容を踏まえまして、災害報道に引き続き取り組んでいただくことをはじめ、地域の元気をまた全国に向けて発信していくことを切にご期待申し上げます。

今回の会合を機に、日本の可能性についてより挑戦していく、そういう力強いものになることを大いに期待申し上げます。私のご挨拶といたします。本当にお力添えいただきまして、ありがとうございます。

た。

(3) 渡辺総務大臣政務官挨拶

渡辺総務大臣政務官より次のとおり挨拶が行われた。

【渡辺総務大臣政務官】

総務大臣政務官の渡辺孝一でございます。私からも一言、挨拶させていただければと思います。

この変化の激しいデジタル時代におきまして、放送の将来像を描くという難題に取り組み、取りまとめまで導いていただきましたこと、構成員の皆様にも私からも御礼を申し上げます。取りまとめの3本柱のうちインターネット配信をさらに進める攻めの戦略は、信頼性の高い情報発信といった放送の価値、強みをインターネット空間にも浸透させるものであります。検討会でも議論されましたとおり、フェイクニュースなどの課題を抱えるインターネット空間におきまして、放送の強みを生かした確かな情報の発信は、今後、放送に求められる役割だと私も考えております。

この点は取りまとめにおいて今後の具体的な検討が必要とされておりますので、総務省としても、早速、検討に着手してまいりたいという決意を示しまして、私の挨拶とさせていただきます。本当に皆さん、ありがとうございました。

(4) 検討会取りまとめ案に対する意見募集の結果

事務局より、資料13-1から資料13-4までに基づき、説明が行われた。

(5) 意見交換

各構成員から以下の通り発言があった。

【伊東座長代理】

伊東でございます。本日の取りまとめに至るまで、放送の役割やマス排の緩和、放送ネットワークの在り方など、多岐にわたる難しい課題に果敢に取り組みされました事務局に対しまして、敬意を表したいと存じます。また、BB代替作業チームでの検討に際しまして、NTT東日本、NTT西日本、並びにNHKから、コスト等に関わる貴重なデータを提供していただいたと伺っております。関係者のご協力に改めて感謝申し上げます。

このBB代替につきましては、作業チームの主査の立場もございまして、前回及び前々回のこの会合でもコメントさせていただきましたが、現在、事務局において、実証実験の実施に向けた準備が進められているようです。作業チームといたしましては、今年の秋以降、この実証実験の計画や途中経過を伺って、有効な実証実験となるよう意見交換するとともに、年度末には実証実験の報

告を受け、また必要に応じて関係者のヒアリング等も実施しながら、BB代替の導入に向けた課題について検討を進めることになろうかと想定しております。

次に、マスター設備の集約化やIP化についてですが、中継局等への共同利用型モデルの適用とは異なり、系列局ごとに検討できるという点で取り組みやすいのではないかと推察されます。いくつかのキー局では、放送の継続性の観点から、マスター設備の集約化に際しては、東京1か所ではなく、例えば大阪に予備の設備を設置するなどの対策が必須と考えるようであり、この点は、大阪拠点局の設備増強を計画的に進めてこられたNHKの考え方とも相通ずるものがあると思います。また、マスター設備のクラウド化に際しましても、放送の継続性は極めて重要であり、パブリッククラウドでも問題なく対処できるのか、万が一問題が発生した場合、当局の立入検査への対応は可能なのかなどの課題があると思われまます。まずは次世代のマスター設備に関して、品質に関する技術基準及び安全信頼性に関する技術基準の改正が必要なのかどうか、必要ならその際の要求条件はどうなるのかなどについて、報告書にも記載がございますが、別途適切な場を設けて検討していただきたいと思います。

なお、次世代のマスター設備は放送用の設備であるとともに、同時配信等への対応を前提にした設備になると思われまますので、要求条件の検討に際しては、こうした側面も考慮する必要があるかと存じます。

【飯塚構成員】

このたびは取りまとめをくださり、ありがとうございました。

まず始めに、制度的に経営の選択肢を広げておくことの重要性を改めて強調させていただきます。放送局にとって最大の商品は、番組コンテンツになるかと思ひます。例えばイギリスのBBCの番組制作に関わる支出というのは、ネットフリックスとの競争も相まって、年々増加傾向にあることが分かります。魅力的な番組をつくり続けるためには、やはりお金がかかるというのは明白でして、番組制作費を捻出するためには、コスト削減などの経営努力もさることながら、多様な収入機会を確保できるように、経営の自由度を高めておくことが不可欠であるというのを改めて感じた次第です。

私の独自取材ではございますが、ある放送局では、鉄塔のある広い敷地内に太陽光パネルを設置しまして、電力会社に売電しているというケースもあるようですので、収入機会を得るために、独自の経営判断に基づいて様々な工夫をしていることが分かるかと思ひます。こうして得た収入を番組制作費に充当できるような、好循環な事業運営を維持するためにも、経営の選択肢を広げておくということが重要であると思ひます。

一方で、番組制作費用を捻出するためには、コスト削減などの経営努力が必要になりますけれども、今回、パブコメで提出されたご意見を拝見しますと、放送ネットワーク・インフラの将来像の項目に関連して、長崎では既に民放各局が共同出資して会社を設立して、保守業務を委託して、コストダウンを図っているというご指摘がございました。こうした先行事例を参考にしながら、今後の共同利用型の検討をしていくことが重要だと感じます。

また、ご意見の中には、自治体が保有している局があるというご指摘もございました。これに関連し、アメリカの事例ですけれども、一部の公共テレビ局では、地方自治体が保有する鉄塔資産を公共安全機関と一緒に共用しているケースがありました。災害時や緊急時において地域住民の安全・安心に責任を負う地方自治体、公共テレビ局、公共安全機関が、インフラを共同で運用ないし利用するというのは、限られた予算を効率的に使うという観点からもとても有効ではないかと考えられます。こうした共同利用型モデルを含めて、もし可能であれば、各ローカル局にヒアリングを実施して、そこから得られた知見を集約して今後の施策に生かしていくことが、とても重要ではないかと思いました。

なお、パブコメのご意見の中で光ファイバの整備率が異なるというようなお話がございました。ヨーロッパでは2030年までにギガビット・ソサエティーを実現するというので、全国に光ファイバを整備するという戦略が国のお金を使って実施されております。こうした状況を踏まえ、インターネット配信による放送サービスは徐々に普及していくことが予想されますので、地上波とネット配信はやはり両輪で進めていくことが必須であって、それに対応した制度を構築していく必要があると改めて感じました。

これに関連して、ヨーロッパではテレビの受信料の見直しが進められていて、フランスでは、受信料制度を廃止する法案が今月、下院で可決されましたし、イギリスでも上院の通信デジタル委員会が受信料制度の見直しに関するレポートを発表しまして、代替手段としての資金調達モデルについての議論が始まったところです。こうしたことを含め、放送を取り巻く環境は、国内・海外問わず大きな転換点に来ているということを改めて感じますので、2030年以降を見据えた中長期的な観点を踏まえながら、今後も検討していただくことに期待したいと存じます。

【大谷構成員】

大谷でございます。まず、多くの方からの多角的な意見が寄せられたことに、御礼を申し上げたいと思います。私からはこの取りまとめを通じて感じたことの感想でございますけれども、5点ほど申し上げたいと思います。

まず、改めて今回の整理を通しまして、放送が知の基盤として果たしてきた役割の大きさを実感

しているというのが実際のところですが。デジタル時代においても意義を失わないばかりか、デジタル時代が本格的になりましても、他の媒体によって容易に代替できない社会インフラを構成しているということが再確認できたと思っております。

2点目です。今般、16ページにローカル局の役割を強調する追記をしていただいておりますけれども、ローカル局の重要性というのは、追記いただいたように命を守る、災害情報に限らず、事実を曲げない報道の原点となる取材の拠点であるということとか、伝統文化やスポーツのイベントなど、地域との絆の確保など多岐にわたる役割がありまして、ここに書き尽くすこともなかなか難しいくらい多岐にわたるものだと思っております。今後、ローカル局が置かれた状況に応じて、主体性を発揮していただくことを前提として、今回の制度改革の提言を行ったということを考えますと、ここで言葉を補ったのは大変よかったと思っております。

3点目でございます。今後、今申し上げたように貴重な役割を担っている放送へのアクセスがさらに減少していくことが考えられますし、それによって、将来的に経営基盤を確保することに困難が生じかねないということも事実だと思えます。サステナビリティという観点からも経営資源をコンテンツ制作に集中させて、共同利用型のモデルなどによってハードへの投資を合理的に集約して、事業者の負担を軽減することを提言しているものですが、いただいたご意見を拝見すると、もろ手を挙げて歓迎しているというような印象ではなく、何となく押しつけられた感があるところもあったように思われます。

今後、共同利用型モデルなどのやり方が、各放送事業者にとって現実的な選択肢として検討していただけるように、モデルの転換を阻害している事情、課題などを分析し、技術的なもの、それから地域の特性も含めて対処していくことが必要だと思っております。飯塚構成員からもご意見がありましたように、長崎の事例など、地域に根差した保守会社運営の利点などもよく確認していく必要があると思っております。

4点目でございます。今回、マス排の制度変更の提言を含めておりますけれども、経営の自由度を高めることでどう役立ったのか、あるいは集中排除の緩和の弊害が生じていないかということは、念のため点検していくべきだと思っております。

そして最後に、今後の課題であるその放送番組のネット配信について、公共放送と民放の位置づけをどのようなものとして捉えるかというのが重要ではないかと思っております。限られた視聴者の時間を奪い合う競争関係にあるものと捉えるのか、それともデジタル時代の知識空間、情報空間を支える社会インフラとして、相互補完関係にあるものと捉えるかによって、今後の制度の捉え方が大きく異なってくると思っております。受信料財源を利用したネット配信という位置づけが、仮にNHKが変わっていったとしても、公正競争の観点や受信料負担者の保護といった観点から、今

後とも非対称規制は維持されるべきものだと思っております。そのデザインを本格的に議論すべき時期に来たのではないかと思っております。

【奥構成員】

奥でございます。それでは、先ほどご説明いただいた資料13-1に従ってお話をしてまいりたいと思います。

最初の1ページ、パブコメに寄せられた意見の総数は合計110件、その中で放送事業者さんが73件です。この110件の中にはホールディングス系やFM・AM局の会社も含まれますので、地上波ローカル局全社がお答えになっているわけではないということがわかります。

また、個別のご意見の中に、「ローカル局のニーズ全てを拾っているわけではない」というような厳しいご指摘もあるわけです。こういうところから察するに、この検討会での議論に非常に課題感や意識のあるローカル局さんが主にご意見を寄せて頂いたのだと感じます。今回の場合は特に、強制ではなく経営の選択肢を増やすという制度設計の趣旨に従えば、各ローカル局の個別のエリアにおける様々な事情をできる限り吸い上げるという努力を今後もやっていく必要があることを特に感じました。これが1点目でございます。

次に2ページ目です。日本テレビさん、青森放送さん、長崎国際さんなどから「強制するものではないですよ」というご意見に関して、検討会の考え方として、「これは義務ではなくて選択肢です」ということをはっきり明記していることは、非常に双方にとって大事な記載であると感じます。

さらにその同じページで触れられている「ネット空間における二元性」について、先ほど大谷構成員からありましたけれども、放送という公共的なサービスをネット空間においていかにNHKと民放の双方が協調して、価値を高めていくかということが重要です。今まではどちらかという競争関係でしたが、今後はブロードバンド代替も含め、それから共同モデル・クラウドも含めて、各局間で綿密に議論して、特にNHKと民放の間でも各エリアにおいて相談しつつ、議論を高めていくという形で進めて頂くことを期待します。

それから7ページのハード会社の共同利用型モデルの場合、事故やトラブル時の補償の責任分界点を切り分ける必要があります。今まで視聴者にとっては、地上波放送というのはそのエリアにある放送局のことを指し、そこがスタジオを構え、放送コンテンツを作り、放送波で出し、テレビで受信するというので、何か不具合があった場合も、ほぼどこに連絡すれば解決するかというのは分かりやすかったわけです。今後は共同利用型やクラウド、BB代替となってきますと、水平レイヤー毎に担っている役割がそれぞれの事業者で異なってきます。それらの理解の啓蒙と、何かあったときにどういうふうに対処すべきかということ伝えていかないと、一般的な考えでは思いもよら

ないところにハードルがあったり、誤解を生じることが起こりやすいのではないかと感じました。そういった意味ではBSやCSの仕組みも参考に、きめ細かな視聴者への理解促進も必要ではないかと感じました。

次に9ページに記載のクロスネットへのケア、それから独立局のケアということがあります。今回、独立局さんは特にコメントを寄せていらっしゃらない様に見えます。もちろん中には個人で書かれている方もいらっしゃるかもしれないので、断定はできませんけれども、マスターのクラウド化など、系列単位でとなったときにそこに属さない放送局さんもいらっしゃるということを、配慮していく必要があると感じました。

それから、15ページのNHKさんの社会実証の件です。ぜひ別途機会を設けていただいて、春の実証実験について少し詳しく聞けるような回があればということをご期待しております。

今回は様々な議論、秋から大変短い時間にまとめていただいて、事務局の方々には大変感謝を申し上げます。

【落合構成員】

ありがとうございます。では、私からも発言させていただきます。

まず、改めて今回の検討に当たって、総務省の事務局の皆様、またご協力いただいた関係各社の皆様、改めて感謝を申し上げます。全般としては、放送の位置づけ、放送設備の在り方まで含めた広範な議論がよい形で整理されたものと感じております。その上で、4点ほど申し上げたいと思います。

1つが、今回の取りまとめを受けた制度見直し、省令改正であったり、法改正等が今後進められることになるかと思っております。その中で制度の詳細に魂が宿るということもありますし、これまでの議論を踏まえた形で制度化を進めていただきたいと思います。引き続き検討会の関わりも大事ではないかと思っておりますので、随時、そういった検討の状況は検討会にもご報告していただき、随時議論をさせていただきたいと考えております。

第2点につきましては、今回の検討会における議論の意義や、今後の放送局において期待される点です。放送事業者により信頼できるような質の高い情報が放送を通じて社会に提供されてきたことは、これまでの社会の議論の形成や社会生活において、放送事業者が大きな影響を果たしてきたという評価できると思っております。この点は、パブリックコメントでも、ローカル局を中心にご意見をいただいたところであり、間違いのないことだと思っております。今後はインターネットも含めて、そういった価値をまたさらに発揮していただくことが必須なのだと思います。

そういう中で、改めて放送事業者が経営の選択肢を確保していただく。この点は押しつけるもの

ではなくて、あくまで選択するための方法を確保できるようにすることは、パブコメでもご意見をいただいていたところではありますが、そのとおりですので、重ねて申し上げたほうがいいのではないかと思います。また、インターネットでの関係についても、放送事業者の立場をサポートしていけるような制度や政策ができることで、NHK、民放両方のローカル情報も含めて、発信できる状況を確保していくことが目的であると考えております。

このため、BB代替などについても、例えばどのミニサテを廃止するべきだとか、この地域はIPユニキャストにするべきだ、ケーブルテレビにするべきだとかいうことは、今回の検討において検討会として何ら意見を表明するものではありません。また、あくまで各放送事業者の皆様の自由な経営判断において行っていただくべきものだと考えております。こういった意味で、検討内容は選択肢を確保するためのものです。但し、検討の視点としては、IPユニキャストに関して慎重に考えるご意見も多くありましたが、今回の議論の位置づけは、今後の社会において急激な変化がさらに起こってくることも考慮し、その準備をしっかりと進めるための議論をしていたと理解して、前向きに捉えていただけると宜しいのではないかと考えております。

技術の進展自体も非常に早く進んでいきますし、人口減少に関する部分もまた一定程度加速した形で進んでいくということも、当然ながら統計的に推計されているおります。そういった中で、単に今の2022年の瞬間を切り取るだけではなくて、例えば5年から15年ぐらいの推移も見ていただいて、どのような手法を選択していただいたり、どういう体制で続けていただくか、といったことを必ずしも短期的な目線だけではなくて、長期的な目線でもって議論を進めていただくことを、各社の検討について、今後ぜひ期待したいと思っております。

第3点としては、インターネットにおける放送の意義に関する部分です。インターネットにおける情報の発信とか、国民が受領する情報をインターネット経由で収集する傾向は爆発的に増加していると認識しております。その中で検討会でも度々議論になりましたが、フェイクニュースとかフィルターバブル、エコーチェンバーといった課題は特に大きくなってきており、信頼性の高い情報発信が一層求められる状況になっていると考えております。

過度な規制が不適當というのは、民放連さんのご指摘だったと思いますが、それはそのとおりだと思います。一方で放送事業者がインターネットでの情報発信を増やし、これによって質の高い情報が提供されるようになっていくことは、より一層重要であろうと考えております。放送の体制としては、そういった中で、二元体制により言論の多様性も確保されてきたことは評価するべきであると思います。今後のインターネットにおける情報の質の確保に関しても意欲がある、実証実験を進められていることも踏まえて、NHK、民放双方のインターネット業務の在り方について、今後しっかりと正面から検討していくことが必要と考えます。

最後にこういった議論は、特に民放、ローカル局の方々との関係では質の高いローカル情報の発信を期待するものです。規制改革推進会議で私も議論させていただきましたが、自主制作や自社制作比率の計測を求めるものでないことは改めて述べたいと思います。一方でそういったローカル情報の発信が増加することは、放送の価値を発揮するために必須なアジェンダではあると思いますので、今後もよい形で発信を増やせる形を確保するための方策はしっかり議論することが大事であると考えております。

【瀧構成員】

瀧でございます。このたびは取りまとめに当たられた事務局の皆様、また、様々なご協力をいただきました関係者の皆様のご尽力に敬意を表します。私からは3件の意見がございます。

まず1つ目は中西副大臣からもございましたけれども、ローカル局における地域の力を受けていくということを、もっとアピールしていくことが重要だと思っています。この1年間の議論ですと、ダイレクトにローカル局様のご意見というのが、例えばマルチスクリーン型放送研究会の有志の方々にも意見をご提出いただいたものの、もっと聞きたかったというところが正直ございまして、特に上場企業の世界ですと、最近はこういった社会への価値とかを非財務情報といった表現で情報開示するようなケースもあるわけですが、価値があるんだというところをもうちょっと可視化するとか、明確化していくことが時代の流れでもあるのかと思っております。私も決してそこを否定する立場でしゃべっているわけではございませんので、そういったところをより強調していくことは今後とも重要だと思っております。

金融の世界でも先んじてクラウド化を進めている金融機関というのは、経営力の面でも非常に評価が進んでいます。今、私たちはまだこれからというタイミングにいるところですので、ぜひ前向きなご検討をと思っております。

3点目ですけれども、テレビについては初回の頃の資料にありましたけれども、放っておきますと若者が見なくなってしまうので、そうするとNHKの受信料も払わないとかいろいろな縮小均衡がどうしても見えてしまう中で、インターネットが当たり前の時代における、例えばNHKのインターネット業務の在り方というのも、議論は困難です。ただ、困難な議論を避けずに、引き続き検討を行っていくべきだと思っております。

また、同様に民放様においてもインターネット空間における過度な規制は当然不相当ではありませんけれども、自分の家族に安心して見せ続けることができる、そういうインフォメーション・ヘルスを確保するテレビ局という立場が今後とも非常に重要です。そして、インフォメーション・ヘルスの定義とか在り方も、恐らく毎年変わっていくものです。その定義が決まるまで考えないという

のは正解ではなくて、走りながら、動く標的をそういう形でちゃんと見続けることが大事なのではないかと思っていますし、そういうところに向けて本質的な価値を発揮すれば、そこには若者がテレビをしっかり見る世界も出てくるだろうと思っていますので、そのような面で今後とも議論を見守っていただければと存じます。

【長田構成員】

長田でございます。よろしくお願いいたします。これからの放送の在り方につきまして、制度面、技術面と大きな変革の一步が始まったと思っています。事務局の皆様、本当にご努力に敬意を表したいと思っております。こういう場に参加させていただいたことも感謝したいと思っております。

これまでも何度か申し上げてはきたのですが、1つは、この大きな変革が起ころうとしていること、放送というものがまたその在り方が変わろうとしていることは、できるだけ早い段階から国民に丁寧に説明していくということが大切だと思っています。これは総務省、そして放送事業者の皆様もこう考えているんだということを丁寧に発信していただきたいと思っています。国民の理解が進む中で、放送に一体何を期待しているのかというようなことはより明確になっていくと思いますし、特に今回あまりご意見を伺うことができなかったローカル局に対しての在り方みたいなものも再認識されていくと思っておりますので、こういう意見がこれからの施策や放送事業者の皆さんの将来の在り方の選択により反映されていくことを期待しています。

あと、今回出されたご意見の中で、東海テレビ放送様のご意見を出されておりました、健全な広告モデルの維持・発展にも目を向けてもらいたいというご意見をいただいていたました。私はもうこれは大賛成、賛同しております、優良なコンテンツをネットの中に提供していく際に当たっては、広告の在り方も非常に大切なものだと思っておりますので、これまでと同じように、自主的な取組を各社でというか、民放連さんも含めて守っていただきたいと思いますと思っております。以上です。

【森川構成員】

森川です。皆様方、本当にお疲れさまでした。感想だけ一言お話しさせていただきます。

本検討会の意義ですけれども、多くの方々に考えていただく機会になったということが大きいと思います。放送のこれからを考えたときに、これでなければいけないという明確な指針みたいなものは存在しないわけでごさいます、またロードマップを引くこともできない。確実なことは、今までどおりではいけないということかと思っております。

これは放送分野に限ったものではなくて、全ての分野でそのような不確実性が非常に高まった時代に入ってきてしまっていると感じています。そのような中で本検討会が、放送に関わっておられ

る方々に改めて今後の放送の在り方を考えていただく機会となった、多分、そのこと自身が本検討会の意義であると思っています。大切なことは、皆様方からもご発言がございましたけれども、放送に関わる方々が経営の選択肢をきちんと確保しながら、それぞれが自ら工夫をしてその次につなげていっていただくことだと思っております、本検討会がそのような一歩になってほしいと思っております。

もちろんこれで終わりではありませんし、これからとなりますが、一旦まずは事務局をはじめ、皆様、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

【山本（龍）構成員】

山本でございます。本当に今回は大きな課題、非常に難しい課題について、事務局の皆様、それから座長の三友先生、お取りまとめいただきまして誠にありがとうございました。

今回、放送の持続可能性についていろいろと議論して、経営の選択肢とか経営基盤の強化ということの戦略ですけれども、具体的な方向性が様々示されたのかと思っております。ただ、私自身感じますのは、忘れてはならないことはあるだろうと。要するに、なぜ放送というのを持続可能なものにしなければいけないのか。これは結局のところ、放送の意義とか役割、特に報告書の中にも入っていますけれども、アテンション・エコノミーと呼ばれる近年のビジネスモデルとの関係で、さらに検討を続けていく必要があるのではないかと考えています。

一言申し上げると、アテンション・エコノミーというのは、ユーザーのアテンション、これはエンゲージメントと言い換えられたりもいたしますけれども、これを獲得していくというのが至上命題になっていくというようなビジネスモデルであります。結局、そのユーザーを個別的な世界、パーソナライゼーションとも言えますけれども、個別的な世界に閉じ込めてしまうという部分もあるのかと。これはアディクションのような状態を生み出すといった批判も最近は出てきていますけれども、こういった、ユーザーの世界を狭くしてしまうというか、閉じ込めてしまうことは、先般の参議院選挙を見ていると、日本の民主主義にもじわじわと影響を与えてきているのかと思っております。

放送というのは、個人の世界を閉じるのではなくて開かせることが非常に重要で、そこに公共的な基盤をつくっていくという役割があるのかと。こういう放送の本来的な意義、役割を彫琢していくということが、変わっていったよいもの、あるいはアグレッシブに攻めてよいものというのを明確にしていくことにもつながるわけですし、この辺りの議論を今後さらに深めていってほしいと思っております。

もう1点、パブコメを見て、ローカル局さんからいろいろご意見をいただいたと思います。これ

は私が専門にしている憲法学の観点でも、地方自治との関係でローカル局の役割は非常に重要だろうと思っています。非常に古い判例ですけれども、最高裁が昭和30年代後半に、憲法上の地方公共団体というのは、事実上住民が共同体意識を持っているという社会的な基盤が存在していなければならないと言っています。この「共同体意識」とは何だということ、その後その判例には批判もあったんですけれども、しかし、今考えるとこの「共同体意識」というのは、住民自治を実現していく上で非常に重要な社会的資本と申しますか、基盤になっているのかと思います。

デジタル化で個人の移動性が高まっていくと、アドレス・ホッピングのように今日いる人が明日はいないということもあると思います。そうなりますと、この共同体意識がなかなか芽生えていかない。それによって住民自治、地方自治が弱くなってしまうということもあり、そういった共同体意識を醸成していく、つくっていくという点においても、ローカル局の役割は重要になるのかと思っています。そのためにちらっと出てきましたけれども、アクセシビリティ、アクセスの向上といった制度的な検討を今後、具体的に検討していく必要があるのではないかと考えておりますし、私自身もできる限りいろいろと知恵を絞っていきたいと思っています。引き続きの検討が必要だとも考えております。

【山本（隆）構成員】

ありがとうございます。振り返りますと、マスメディア集中排除原則について初めに検討し、その際に多元性、多様性、地域性という価値が重要であるという出発点が示され、ただ、こうした価値が従来のように放送事業者の多元性、多様性、地域性によって実現できているか、あるいは今後実現できるかという、そういう手段で当然に価値が実現できる状態にないのではないかと。現在のインターネット空間、デジタル情報空間を前提に、真の意味で社会における情報の多元性、多様性あるいは地域性を確保するためにはどうしたらよいかという議論であったと思います。

その後の議論も、そういった価値を実現するために、どのような手段を取らなくてはいけないのかということ、現在の技術、あるいは社会状況の中で考え、方策を示したものと思います。この点はさらに制度面に落としていきますと、今回の報告書の中にも示されているようにいろいろ課題が残されていますので、さらに検討できればと考えております。

【林構成員】（事務局代読）

朝日新聞に長くおられた中馬清福氏の本に、『新聞は生き残れるか』という本があります。その本の149ページで新聞の存在意義について述べた次の指摘は、これをそのまま放送に置き換えても、違和感なく当てはまるように私は思っています。この本にある「新聞」の用語を「放送」に置き換えた

上で、一部引用してみたいと思います。

「いささか逆説めくが、多メディア時代であるからこそ、放送は存在し続けるであろう。(中略)おびたしい量の情報がとびかう社会では、何が真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断がこれまで以上に重要である。それに最もふさわしい担い手は、目下のところ放送以外に考えられない。放送が持つ特性は、そういう状況下でこそフルに活用できるものである。放送は死なない」。

原文では、「新聞」とあるところを「放送」と言い換えました。ここにあるように「放送は死なない」し、また「死んではいけない」ものだと思います。人間が他者との関わりにおいて初めて社会的存在たり得るとすれば、放送もまた人間が社会的存在として存在するための根源的役割を果たすことが依然として期待されると思います。放送は、何も災害報道やニュースといった公共性の高いコンテンツを流しているからということだけで、そこに公共性が生まれるというわけではありません。放送コンテンツを「みんなが見ているから」、公共の電波を使って「マスで伝えているから」、そこに公共性が生まれていくのだと思っています。

本検討会では、「放送」を今後も「放送」たらしめるために、制度あるいはインフラの面から必要となる議論を行ったと理解しています。ただ、これで終わりではないと思います。今後、放送がインターネットとどう向き合い、そこにどう放送の将来像を描き込めるか、今後とも議論を続けていくべき課題は山積していると思います。これまで、ありがとうございました。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。まず大谷構成員がおっしゃった、今回、マス排を見直すということになったときに、集中排除への弊害がないか、引き続き注視していかないといけないのではないかというご指摘、これは重く受け止めさせていただきます。もしかしたら取りまとめにもしっかりと明記したほうがいいのかもかもしれませんが、非常に重要な視点かと思いました。しっかり対応したいと思います。

あと飯塚構成員、そして大谷構成員もおっしゃっていたかと思うんですけども、長崎のお話、先行事例としてしっかりと、早めにお話も聞いて参考にしていきたいと思えますし、自治体が保有している局といったもの、もしくはアメリカ、海外の事例といったものもちゃんと話を聞いた上で、今後の放送事業者さんとの協議において反映させていきたいと思えます。

次は、奥構成員がおっしゃったネットのところで、これまで競争だったのが、これから協調領域をつくっていくべきではないかというご指摘、この辺りは非常に難しいことではあるかと思うのですが、しっかりと考えていかないといけないことかと思いました。

落合構成員がおっしゃった、これから省令なり法改正なりをしていくときに、検討会に随時報告

をということ。いいか悪いかはあれですけども、この検討会は今回で終わりではございませんので、これからも継続してお付き合いいただきたいと思うのですが、節目節目でご報告したいと思っております。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、瀧構成員がおっしゃった放送事業者の価値があることを可視化していくということ、これは何かすごいと思ひましたが、具体的に何をすればいいか全く頭に思ひ浮かばないですけども、夏休みの宿題としたいと思ひます。

長田構成員と大谷構成員もおっしゃっていたような気もするんですけども、変化があるときに国民への丁寧な説明が大切だということで、これはおっしゃるとおりだと思ひております。今回は取っかかりですので、これから制度をつくっていく、それを当てはめていくときに、その役目はしっかりと放送事業者さんとともに果たしていきたくと思ひます。

あとは伊東構成員がおっしゃったマスターの要求条件、これはこれから放送技術課がメインになりますけれども、しっかりと対応していきたくと思ひます。

あと森川構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員、なかなか難しいこともおっしゃっておられたような気もしますけれども、これからの検討にしっかりと生かしていきたくと思ひます。

【三友座長】

本日も活発にご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。いただいたご意見を反映しながら、また細かな加筆、あるいは修文が必要であると思ひます。本日のご議論を踏まえまして、取りまとめ案の修正につきましては、私、座長に一任とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【三友座長】

それでは、必要な修正を行った上で、可能な限り速やかに取りまとめを公表したいと思ひます。その際に私が最終的な確認をさせていただきます。

以上で全て終わることになりますけれども、今回は一つの節目ということで、最後に少しでも私に時間をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。この機会に、検討会の終了に当たりまして、私からも一言申し上げたいと思ひます。

最初に、本日、パブリックコメントに多くの建設的なご意見をいただきました。1つ1つ私も読ませていただきます。ご意見をいただきました皆様に感謝申し上げます。

これまで13回にわたりまして、検討会を開催してまいりました。構成員の皆様に心からの感謝を申し上げます。また、業界、関連団体の皆様のご理解、そしてご協力にも心から感謝を申し上げます。

す。

放送に関しましては、競争的なネットコンテンツや視聴環境の変化などにより、その視聴の在り方が大きく変化しております。また、特に地方におきましては、人口の減少あるいは少子高齢化といったデモグラフィック条件が急速に変化しているところでございます。そのような環境変化に対して放送全体としてどのように対処していくべきか、進むべき方向性を真剣に議論し、実行に移すべきという共通の認識と決意が、今回の検討会を通じて共有されたのではないかと感じております。

この検討会の最初の会議において、私はソフトランディングを目指すのか、結果としてハードランディングとなるのかといった非常に強い表現を用いて、危機感を強調いたしました。しかしながら、本検討会においては、現時点で検討すべきテーマを一通り洗い出し、そして具体的な方向性を見出すことができたのではないかと感じております。これは構成員の方々がそれぞれの知見を活かして、毎回、建設的なご意見、そしてご提案をいただいたことの結果であると思っております。改めて感謝の意を表したいと思えます。

また、放送事業者の皆様、民間放送連盟、そのほか関連する諸団体機関の皆様にも、ほぼ共通のご理解をいただき、課題に共に取り組むという共通の認識ができたのではないかと感じております。

今回の報告書を通じて、私自身が強調したいことが1点ございます。それは多様な放送の価値の実現でございます。単に伝統の枠から出ない、テレビはこうあるべき、放送はこうあるべきという一つのカテゴリーに収まるような単一の価値観を維持するのではなくて、個社、系列、あるいは地域が目指すべき目標に根差して、様々な放送の価値を形成することがより求められているのではないかとということです。そのことが地域の視聴者にとっても、様々な番組が利用でき、放送の価値を実感でき、究極的には地域の文化への貢献やメディアへの信頼が形成されるのではないかと感じております。そのための柔軟な枠組みをつくることが行政の使命ではないかと考えます。

もちろん、その方法につきましては様々だと思えます。それぞれの自律的な発展を通じて、放送の多様な価値を創造していただきたいと思えます。その意味では、護送船団的な、全体調和的な放送の体系ではなくて、より独自性を生かせるような体制になることを望むところでございます。具体的には、例えば取りまとめの19ページに、「全ての足並みを揃えることよりも、積極的に創意工夫を行う者を後押しするという視点がより重要となる」という表現がございます。環境が大きく変わる中、これまでのように行政や事業者が一つの方向に向かうことは難しいかもしれません。前向きなアイデアを提案される事業者がいらっしゃるならば、この後押しをする、経営の選択肢を拡大するという観点が重要であると考えます。

最後に、ローカル局の意見をどういうふうに反映させるのかという点は引き続き重要であると考えております。コロナ禍で今回は思うに任せませんでした。私自身も松山と長野にはお伺いし、

お話を伺いました。事務局からも、この検討会でのご発言もお願いしたところでございますけれども、残念ながら検討会でご意見を賜ることはできませんでした。一方で、今回のパブコメでも、ローカル局の声を聞いてほしいというご意見をいただいているところでございます。ある意味では、構造的な問題がここに現われているということもできるかと思えます。今後も地域の声を反映できる、そういう政策に向けて試行錯誤を重ねたいと考えております。

最後に、事務局の皆様のご苦勞は大変だったと感じております。この場を借りまして、感謝の意を表したいと思います。ありがとうございました。

(6) 閉会

事務局より、今後の本検討会の進め方としては、引続き検討を継続すべき課題があることから、ブロードバンド等による代替については、IPユニキャスト方式に係る実証事業の準備を進め、作業チームに諮った上で開始し、報告を行いつつ検討を進め、その後、実証の結果を踏まえ、作業チームにおいて諸課題の検討を行うこととし、放送コンテンツのインターネット配信の在り方については、公共的な取組を行う放送同時配信等の取組を後押しする方策及びNHKのインターネット配信の在り方のそれぞれについて、新たなワーキング・グループを秋頃に設け、具体的かつ包括的な検討を行うこととして、具体的な検討の進め方については、座長はじめ構成員に別途相談する旨の発言があった。

(以上)